

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会 (第3回)議事録

1. 日時：平成22年2月23日(火)10:00～12:00

2. 場所：経済産業省 本館17階西1第3特別会議室

3. 議題：「工場立地法検討小委員会報告書(案)について」

4. 出席者：

大西委員長、清澤委員、下村委員、土屋委員、中村委員、半田委員、藤井委員、
前田委員、和田委員

5. 議事録

委員長 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会地域経済産業分科会第3回工場立地法検討小委員会を開催させていただきます。

本日は、前回ご欠席でありました兵庫県産業労働部産業振興局新産業立地課立地推進室長でいらっしゃいます清澤貞二委員にご出席いただいております。ご紹介させていただきます。一言ごあいさつをお願いいたします。

委員 兵庫県の産業労働部の清澤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から本日の配付資料について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

本日お配りさせていただいている資料でございますが、議事次第の下のほうに記載がございます資料1と資料2でございます。資料1につきましては、本委員会の報告書(案)でございます。ご確認いただきまして、不足等がございましたら事務局までご連絡いただければと思います。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

資料1について、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局　それでは、資料1に沿いまして、時々資料2を参考にさせていただきながら、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

資料1、本小委員会の報告書(案)ということでごひます。タイトルにつきましても、「工場立地法における太陽光発電施設の位置付け等について」ということでごひかせていただひてごひます。

1ページお開きいただきまして、目次でごひます。

「はじめに」ということでごひまして、この「はじめに」のところでは、工場立地法の過去の経緯でごひますとか、平成20年1月に取りまとめた報告書におきまして、今後の工場立地法のあり方についてご議論いただいたということをご記載してごひます。それから、今回の小委員会での議論ということでごひまして、全国規模の規制改革要望もしくは緊急経済対策において位置付けられました太陽光発電施設の取扱いについて検討を行うこととしたということ、本小委員会がことしの1月から2月にかけて3回開催されたということをごまとめさせていただひてごひます。

次のページをお開きいただきまして、2ページ目のところでは、第1回のときにご説明しました工場立地法施行後の効果ということでごひます。(1)で「工場における緑地・環境施設面積率の増加」ということご、昭和48年で緑地面積率 5.8%が平成20年では15.8%、環境施設面積率に関しましても 9.9%から19.5%と増加をひているということご、本工場立地法が果たした役割は大きいということごひます。

3ページ目でごひますが、(2)「製造業関連の公害苦情件数の減少」ということご、これも第1回のときの資料を掲載させていただひてごひますが、第1回のときには、製造業が占める割合、折れ線グラフのほうだけごひましたが、今回はその絶対数を若干つけ加えさせていただひてごひます。いずれにしましても、製造業を発生源とする苦情の割合が昭和48年度では43.2%だったのですが、平成20年度には約10.8%ということご、割合としてはどんどん減ってきているということごひます。

絶対数のほうでごひますが、青色の棒グラフでごひかせていただひてごひます。目盛りは右側ごひます。平成6年にこの統計のとり方に若干変更ごひまして、件数は不連続となってごひます。また、処理の仕方も、苦情が来てその処理を行つた年に件数を挙げているということごひますので、平成8年度、平成13年度でこぼこがあったりはひているという状況になってごひますけれども、割合としては全体的に減ってきているということごひます。

次のページをお開きいただきまして、2.「工場立地法の見直し検討に至った背景」ということでございます。

この工場立地法でございますが、今までも制度見直しに関する要望に沿いまして、時宜に応じた見直しをしてきてございます。今般、全国規模の規制改革要望におきまして、太陽光発電施設を緑地等へ位置付けることという要望が出されたところでございます。また、昨年12月8日に閣議決定されました政府の緊急経済対策におきましても、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当に関しまして、年度内に速やかに結論を得ることが位置付けられましたので、この小委員会におかれまして検討をいただいたということでございます。

「参考」として、「全国規模の規制改革要望2009」ということで、経団連さまと関経連さまからの要望事項を記載してございます。

5ページ目でございますが、緊急経済対策の抜粋ということで、制度・規制改革プロジェクトの一部として、環境・エネルギー分野での制度・規制改革で、新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応ということで、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当という記載がございますので、それを参考として挙げさせていただいているところでございます。

次のページをお開きいただければと思います。6ページ目でございます。3.としまして、「工場立地法見直しにかかる検討」ということで位置付けさせていただいております。

(1)でございますが、「工場立地法における太陽光発電施設の位置付けについて」ということで、まずは「見直しを検討する意義・必要性」ということで、前提条件を若干述べさせていただいてございます。

太陽光発電施設に関しまして、企業におきまして社会貢献活動の一環として設置するケースもふえてきているということでございます。また、住民の太陽光発電施設に対する認識も大きく変化してきているということございまして、地球環境問題への社会的な関心が高まる中で、太陽光発電施設が環境にプラスになる施設であるとの意識が一般的になっているという傾向がございます。

今回、これを受けまして小委員会で議論をしていただいたわけでございますが、議論に先立ちまして、こうした状況、いわゆる工場が自社の製造施設に加えて、工場の屋上等に太陽光発電施設を設置するケースがふえてきているといった状況がございますので、今回の小委員会におきましては、製造業の工場に附带的に設置する用益施設たる太陽光発電施

設に関しましてご議論いただくということで、認識が共有されたということをご挙げていただいております。いわゆる太陽光発電施設そのものを電力会社さんなどが設置して電気を生産するメガソーラーというものは、今回の議論の対象にはしていないということをご、ここで明確化しているものでございます。

工場立地法におきまして太陽光発電施設の位置付けを見直すことに関しまして、それだけだと重要なインセンティブにはならないのではないかというご意見もいただきましたが、それ以外に補助金でございますとか、税制上の優遇措置といったような直接的な導入支援措置がございますので、工場立地法はそれを側面的に支援する効果を有するものではないかということでございまして、工場立地法の規制緩和による導入促進効果と、工場立地法で環境により施設であるとの認識が広がることによる間接的な導入促進効果の両面を評価することができるのではないかということで、本小委員会ではおおむね議論が集約されたというふうにまとめさせていただきます。

次のページ、7ページでございますが、参考で挙げていただいておりますのが、今回の小委員会に先立ちまして、工場立地法制度運用に関するアンケート調査を特定工場のほうにやっております。その中で、太陽光発電施設を環境施設として位置付けるとした場合、プラス要因になるという回答が65%ございましたので、これを参考として挙げていただいております。

の「検討内容」というところでございますが、まず「太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて」、本小委員会でご議論いただきましたので、それをまとめてご紹介します。

1)で、「今回の議論の対象となる太陽光発電施設について」でございますが、太陽光発電施設は発電を行う施設でございますので、もともと生産施設の取扱いでございましたが、前回の本小委員会での議論で、電気供給業者が太陽光発電施設を設置する場合は「生産施設」、電気供給業者以外の者が附帯して設ける施設は「生産施設以外の施設」という整理を行っております。6ページ目で述べておりますとおり、実際に設置が進んでおりますのがいわゆる工場の中に附帯的に設置する太陽光発電施設でございますので、これを議論の対象として絞ることとしたということをごまとめさせていただきます。

次のページ、8ページ目でございますが、2)で「緑地の考え方について」を改めてまとめさせていただきます。法律に基づきます緑地は「植栽その他の主務省令で定める施設」ということが位置付けられているという事実関係をまとめさせていただきます。

す。

3)の「環境施設の考え方について」に関しましては、本法律では、「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める」と定義してございまして、この環境施設に関しましては、「周辺の地域の生活環境の保持に寄与する」ということで、「機能の点で類する施設」ということで、精神面での融和機能でございますとか緩衝地帯として機能を有していること、今までもそういった定義で整理がされているということをもとめさせていただいております。

4)に関しまして、「太陽光発電施設が持つ機能と効果について」ということで触れさせていただいております。

第2回のプレゼンの中でございまして、太陽光発電施設は、いわゆる太陽電池パネルと、それを設置するに必要なフレームとかの器具、直流電流を交流電流に変換するパワーコンディショナでございまして変圧器といった周辺施設で構成をされてきてございまして、これらが一体となって太陽光を電気として用いることができるようにしているというものでございます。

製造業が太陽光発電施設を設置する場合、その機能については以下の4点ということで、これも第2回でご説明をさせていただいたものでございます。

1つ目が、その他の自家発に比べまして、発電時のCO₂排出や騒音等の環境負荷が少ないということ。工場内で自家発電施設を代替した場合にはCO₂排出量の削減効果が見込まれるということでございます。

2つ目としましては、災害時などで、太陽が照れば発電をいたしますので、この工場を開放することによりまして非常用電源として使用することが可能であり、周辺地域に対して防災・保安効果が見込まれるということでございます。

3つ目としまして、地域住民の中で「環境対策に意識の高い企業である」という認識が醸成されて、不安感を減じる効果がある。それから、当該地域全体のイメージ向上にも寄与するというので、地域社会における融和効果も期待されるのではないかとということでございます。

4つ目としまして、地域住民に開放することによりまして、地域の低炭素社会構築などの環境意識向上への啓蒙効果もあるということでございます。

5)でございますが、「太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて」ということで、工場立地法の緑地に位置付けるということに関しましては、2)で整理してございましてお

り、「植栽その他の施設」に限定されてございますし、議論の中で委員のほうからも「太陽光発電施設を緑地に代替することは困難である」というご意見もございましたので、いろんなことを考えますと、太陽光発電施設を緑地に位置付けることは難しいのではないかとということでまとめさせていただいております。

一方で、太陽光発電施設に関しましては、地域住民との精神的な融和機能を有するというところで、環境施設に位置付けることが適当ではないかということで見解が一致したということでもまとめさせていただいております。

同じ9ページの下のほうでございますが、「重複の取扱いについて」というところでございます。第2回目の事例のところでもございましたとおり、太陽光発電施設の設置場所に関しましては、工場等の建屋の屋上に設置するケースが多いということでございますので、その他施設との重複の取扱いについても検討をいただいております。この委員会におきましては、以下のとおり取扱うことが適当ではないかという議論が行われたということでございます。

次のページ、10ページに移らせていただきまして、「生産施設と太陽光発電施設が重複した場合」でございます。いわゆる工場の上に太陽光パネルを設置した場合でございますが、これは他の重複緑地、屋上緑化の考え方と同じように重複した場合には「生産施設」としてもカウントして、生産施設面積基準は守らなければいけない。一方で「環境施設」としてもカウントができるということでございます。

2つ目が、「緑地と太陽光発電施設が重複した場合」ということでございます。現行では、緑地と環境施設が重複している場合の取扱いについての明示的な規定がございません。ただし、緑地として管理が十分なされているというのが前提条件でございますけれども、その場合は、太陽光発電施設と重複している場合であっても、緑地としてカウントすることが適当ではないかということでございます。

ただし書きのところでございますが、資料2のほうのパワーポイントをお開きいただければと思います。資料2の1ページをめくっていただきましたところで、「太陽光発電施設と緑地が重複する場合の取扱いについて」ということでまとめさせていただいております。

論点としてはどのように取扱うべきかということでございますが、議論のポイントとしまして、現行の取扱いでございます。緑地と環境施設以外の施設が重複する場合、例えば前回若干ご議論がございましたが、生産施設の一部、例えばパイプの下に緑地が整備され

るようなケースに関しましては、「緑地」として取扱われてございます。ただ、この場合、面積のカウントに関しましては、通常の緑地と比較すると機能の面で限定的ということから、現行では「敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%まで」を算入できるということにしております。緑地と環境施設の重複に関しては、今のところ、明示的な規定は存在しないということでございます。

今後の方向性ということでまとめさせていただいてございますが、太陽光発電施設は芝生の上に設置するケースなども想定されますので、芝生などの緑地が適正に管理されているということであれば、その土地を緑地として認めても問題ないのではないかとということでございます。

ただし、上の例にございますように、生産施設と緑地が重複している場合に関しましては、カウントする際の制約がございますので、太陽光発電施設を緑地の上に置いた場合におきましても、やはり他の一般的な緑地とは機能面で若干限定的になるという同じような整理をしたほうがいいのではなかろうかということございまして、生産施設の緑地面積の整理と同じように、太陽光発電施設と重複した緑地に関しましては、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%まで（全体面積の5%まで）の算入を認めるという取扱いをするべきではないかとということで挙げさせていただいてございまして、これはまた後ほどご議論いただければと思っております。

資料1の10ページ目に戻っていただきまして、3)の「環境施設と太陽光発電施設が重複した場合」には、当然「環境施設」としてカウントするという一方で、重複しての面積算入は認めないということでございます。

その他、例えば駐車場の上に太陽光パネルを置いた場合に関しましては、環境施設でございますので、「環境施設」として整理をすることが適当ではないかとことございまして。

なお書きで書かせていただいておりますが、屋上緑化の場合は建物の上に緑地がございますので、一般的な地面の上にある緑地とは違って、やはり25%までの上限がございますけれども、そういった取扱いも太陽光発電施設についてはあるべきではないかということもございまして、太陽光発電施設の場合は、建物の上にある場合と敷地の上に直接置いている場合と効果に大きな違いがございませんので、ここは100%環境施設として位置付ければよろしいのではないかとこと意見が集約されたと、まとめさせていただいております。

壁面へ設置するケースがございます。太陽光発電施設を壁面に設置したとしても太陽光発電施設の機能はあるわけがございますけれども、この法律があくまで工場敷地の有効利用を図るための法律でございますので、壁面緑化と同じような考え方をさせていただきまして、水平投影面積での面積算定を行うことが適当ではないかということでもとめさせていただきます。

今のような重複の考え方をマトリックスにしたのが、11ページ目の「参考」でございます。

次のページ、12ページに進めさせていただきたいと思います。

「緑地・環境施設面積率の変更について」ということで、太陽光発電施設を環境施設に位置付けた上で、さらなる普及促進の観点から、緑地と環境施設の面積率を若干変更させて、太陽光発電施設をもっと広く設置できるようにしたらどうかということ論点として挙げさせていただきました。

ただ、この議論に関しましては、委員の皆様方から、緑地との代替についてはもう少し慎重に考えたほうがいいでございますとか、代替性の問題でございますと、かなりしっかりとした議論が必要になるのではないかということ、緑地が減ることに関しては抵抗感があるということなどのご意見をいただいておりますので、緑地面積を減じる形での緩和措置については慎重に検討すべきであるとの意見が多く見られたというふうに整理をさせていただきます。

(2)で、前回一度議論いただきましたけれども、今回もまたご議論いただければと思うのですが、「軽微な変更」についてということで、経団連さまのほうから要望が上がってきているものについての扱いでございます。

必要性でございますが、排水管の閉塞もしくは発塵するような原料を使う場合、安全衛生や環境保全上の問題から、急遽緑地の一部に排水経路や排気装置というような施設を設置する場合がございます。ただ、その場合、現行の規制では変更許可が必要でございますので、設置工事に着手するまでの間、一般的には90日でございますけれども、短縮規定で30日まで短く運用されてございますが、30日以上必要でございますので、その間、着工ができないということで処理が出来るという課題があるということでございます。

具体的事例としましては、原料保管タンクから加工プラントまでの地下パイプを設置する。その場合、点検孔の設置が必要でございますので、その点検孔の部分の緑地が減じますので変更許可申請が必要になって、その間の業務停止を余儀なくされたということござ

います。

これも先ほどの資料2の先ほどご説明したページの次のページに、前回お配りしたパワーポイントと同じものですが、軽微変更の議論のためのパワーポイントをまとめさせていただいているものですが、再提出でございます。

このパワーポイントの3.「具体的事例」でございますように、実際の点検孔としましては、コンクリートを敷いて50cm程度の穴をあけてマンホールを置くということで、この分の変更許可申請が必要になってしまうということでございます。

パワーポイントの4.で、「対応の方向性」ということで掲げてございます。省令第9条におきまして軽微な変更を列挙して、変更の届け出を不要としている部分がございますが、緑地の減少に関しましては軽微な変更として認めてございませんでしたので、これをご検討いただければということでございます。

現在、生産施設に関しましては修理、修繕などの場合の増設に関しまして、30平方メートル未満の増設は軽微変更として扱ってございます。緑地面積でございますが、敷地面積の20%程度ということで、生産施設面積と同じような扱いよりはもう少し厳格なルールが必要ではないかということもございしますので、今10平方メートル以上のまとまった土地が緑地として認められる最小単位でございますので、安全・衛生の問題に対して急ぎ対応が必要な場合に限って、10平方メートル以下の緑地の減少については軽微変更として扱うことが適当ではないかということをご提案をさせていただいておりますので、ご議論いただければと思っています。

資料1の12ページに戻っていただきまして、ご議論いただくことが前提でございますけれども、「検討内容」のところでございますように、10平方メートル以下の緑地の減少について軽微変更として取扱うということで意見が集約されたということで、一応まとめさせていただいているところでございます。

次のページ、13ページ目に移っていただきまして、これまでまとめさせていただきましたそれぞれの項目の結論を踏まえて、「制度改正の方向性」ということで4.でまとめさせていただいております。内容的に重複をするところが多うございますけれども、ご説明させていただければと思います。

(1)の「太陽光発電施設の位置付けについて」の「太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて」でございますが、位置付けさせていただくということでございます。ただ、の2つ目のパラグラフの「また」のところでございますが、いわゆる電気供給業を

営む者の太陽光発電施設の場合に関しましては、まだそういった事例等もないということもありますので、今回は検討の対象外という整理をさせていただいたということで、この点に関しましては現行の整理を踏襲させていただくということでございます。

工場などで附帯的に設置される太陽光発電施設に関しましては、生産施設ではないということを明確にする必要がございますので、これは生産施設から除かせていただくという手当てをさせていただきたいと思っております。

でございますが、「屋上に設置される太陽光発電施設の取扱いについて」に関しましては、環境施設として、そのまま 100%として認めさせていただくということで整理をさせていただければと思っております。

次のページ、14ページでございます。「環境施設と緑地が重複した場合の取扱いについて」、この場合は緑地として整理をさせていただく。もちろん緑地としてちゃんと管理がされているというのを前提とした上でございますけれども、緑地として整理をさせていただくということでございます。ただし、この緑地の面積に算入できる範囲としましては、「敷地面積に当該地域の緑地面積率を乗じて得た面積の25%まで」とすることで、通常の緑地とは異なる取扱いをさせていただきたいと思っております。

(2)で、「軽微な変更への追加について」でございます。先ほどご説明したとおりでございます。10平方メートル以下の緑地の減少に関しましては、安全・衛生上の問題などに急遽対応が必要な場合という前提をつけまして、軽微変更として取扱うこととしたいということでございます。

15ページでございます。「結語」ということで、全体の取りまとめをさせていただいてございます。

本小委員会におきましては、緊急経済対策で位置付けられた対応項目を検討するため、主に「工場立地法における太陽光発電施設の位置付け」に論点を絞って討議がなされたということございまして、この報告書に基づいてできるだけ早期に所要の制度改正が行われることを期待したいということを表示させていただいております。

今回の議論の中で、各委員のほうから、太陽光発電施設の位置付けだけではなくて、企業における緑地整備以外の環境対策・貢献活動、CSRの考え方も浸透してきてございますので、地域住民と一体となった地域での緑化活動でございますとか、そういった環境対策の活動も大分進んでございますので、そういったものを位置付けていく必要があるのではないかとご意見でございますとか、企業の環境意識の高まりに応じまして、緑地も

企業のほうでちゃんと確保する機運が高まってございますので、それに応じた緑地規制のあり方というような多くの意見がございました。また、平成20年のときの議論のように、工場立地法の仕組みそのものが現代社会においてどのような意義を持つのかといった本質的な議論をすべきという議論も多く見られたということで、挙げさせていただいてございます。

今回は、太陽光発電施設は「環境施設」として位置付けられることが適当との整理を行ったところでございますけれども、こうしたさまざまな意見についても留意することが必要であるという委員会としての結語ということで挙げさせていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

今の説明について意見交換して、きょう集約をするということでありまして。ご発言される方、挙手あるいはネームプレートを立てていただいて、合図していただければと思います。

特に4.のところに小委員会としての方向性が集約されております。4.は(1)の「太陽光発電施設の位置付けについて」、(2)の「軽微な変更への追加について」ということで大きく2つの話題があります。まず、「太陽光発電施設の位置付けについて」の から に整理されておりますけれども、それに至る事実説明が前段の1.から3.までにあるという構成ですので、集約的には、まず13ページ、14ページの から についてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員 1つだけ確認したい。太陽光発電システムには、前回の説明で例えばパワーコンディショナであるとか、変圧器がありました。一般の住宅ではこれで十分ですが、工場においては、例えば夜間にもとなると蓄電システムが入ってくると思うのです。その場合に面積算定の根拠はパネルに限定するのか、附属の部分も全部入れるのかで、違ってくるのではないかという気がします。

委員長 8ページのところに説明があると思います。では、事務局からお願いします。

事務局 資料1の8ページ目の4)のところに、「太陽光発電施設が持つ機能と効果について」ということでまとめさせていただいてございます。太陽光発電施設の構成を書かせていただいておりますが、太陽光発電施設として見た場合は、パネルでももちろん発電をするわけですが、当然それを交流に直したり、変圧をしたりということで初めて

太陽光発電施設として機能いたしますので、そういった意味では、コンディショナとか変圧器といった周辺施設を全部入れて太陽光発電施設ということで定義付けをさせていただきまして、それを環境施設という整理をさせていただければと思っております。

委員 例えば壁面を利用してパネルを設置した場合に、投影面積からするとパネルの部分はほとんどなくなりますね。パワーコンディショナなどで、20㎡、30㎡だのと使うという話になると、それでいいのかなという気がするのです。

事務局 何となくわからぬでもないなという感じはするのですが、工場立地法はあくまで投影面積でいろんな施設の面積をどうカウントするかという法律でございまして、合理的に考えれば若干逆転する場合もあるのかもしれないですけども、一体的に考えれば、そこまで制度論としてスパッと切ってしまったほうがわかりやすいし、整理をしやすいかなというふうには思っています。

ちなみに壁面に設置した場合は、恐らく変圧器とパワーコンディショナは工場の中に入れますので、通常受電施設とかと一緒にありますから、そうしてみると普通の生産施設ということになりますので、実態上はそんな整理になるのではないかなと思っています。

委員 工場にもオフィスはあるわけで、その場合、オフィスの中にそういうものを置くスペースは多分ないと思うので、外付けになります。屋根でも付けてという格好になると思うので、壁面緑化の場合の考え方とすそ野がちょっと違ってくるといった感じがしたので、認めるのですねという確認です。

事務局 その場合は、環境施設に入ると思います。

委員 幾つかあるのですけれども、論理構成ということでちょっと考えてみたいと思うのです。論理として、なぜ工場に太陽電池なのか、これを少し説明したほうがいいのかと思います。工場立地法で太陽電池云々という話を議論してきたわけですが、これまで、どちらかというと太陽電池を設置しなければならないということを前提にして、それで、どこかに空間がないか、工場があるではないか、と議論を進めてきた。それに対して、我々としてはやや受け身の立場で議論してきたところがあると思うのです。

工場にどうして太陽電池なのかということをもうすこし説明したほうが良いように思います。工場側から言うと、かなり未利用空間がありそうで、その未利用空間を利用して、工場として何か地球環境問題に寄与できる、貢献できることがあるのではないかなというのが、ベースにあるのではないかなと思うのです。

太陽電池の側からすると、設置コストが非常に大きいわけですがけれども、日本の場合にはむしろ、設置の空間、どこに設置をするのが問題です。そこで、多分工場にかなりの未利用の空間があって、それを利用できる可能性がある。ただ、現在の工場立地法では必ずしも利用しやすくなっていない。今回の我々の議論は、工場の未利用空間を地球環境問題に幾らかでも貢献できるように利用しやすくする、そういう議論をしてきたのではないかと思うわけです。

そのときに、1つぜひ考えなければいけないのは、工場立地法の改正でどのくらいの効果があるかということだと思うのですけれども、未利用空間がどのくらいあるかということも含めて、効果をどこかにちょっと書ければいいのではないかと。例えば全工場面積がどのくらいあるのか。何平方キロメートルあるかよくわかりませんが、多分工業統計表でわかると思います。そこから計算をして、全工場敷地の面積をベースにして環境面積が25%なら25%。そして、そのうちのどのくらいかというようなことで、今回の措置によってどのくらいの未利用空間が太陽電池に利用されるのか。そんな数字を定量的に入れてもらくと、非常に迫力があるのではないかという感じがします。それが、我々がどうしてこういう議論をしてきたかということの説明することになるのではないかという感じがしました。

それから、細かいことについては、今、委員からありましたように、壁面設置のことなのですけれども、未利用空間を太陽光発電で利用して、地球環境問題に貢献するということであれば、壁面に立地をしたときでも、それを投影面積で見るといいのかなとか。環境に幾らかでも貢献するという意味では、全面的な面積を見てもいいのかなという気もしていないのですけれども、これはもう既に結論が出ていることなので、蒸し返しをすることも問題だと思うのですが、壁面という未利用空間を積極的に利用するという意味では、もう少しインセンティブがあってもいいかなという、ちょっと個人的な感じがしています。

「軽微な変更」については、これで私は特に問題はないのではないかと思います。

それから、環境施設の屋上に太陽電池を置いたとき、これは環境施設としてダブルカウントするのかなとかというのは議論として抜けているかなと。緑地の上に太陽電池を置いたときには、これは緑地としてカウントして、環境施設としてはカウントしなかったはずですよ。ですから、環境施設に置いたときに、これをダブルカウントするのかなとかというのをちょっと議論したほうがいいという感じがします。

それから、2ページのグラフですが、非常におもしろいグラフで、これは今回の議論と

は関係ないですけれども、48年から平成19年まで、工場の緑地面積率が6%から16%に拡大をしている。これは比率ですけれども、どのくらいの緑地面積がここでふえたのか、ぜひ実数を入れていただくと、工場立地法の効果というのが、もう少し目に見えるようになるんじゃないかなという感じがしました。

ちょっと長くて申しわけありませんでした。

委員長 では、今のを順番に行きたいと思います。たしか1番目の効果については、前回の資料に間接的な格好で表現されていたという気がします。

事務局 未利用空間が、いわゆる土地がどのくらいあって、土地とか屋根とか面積がどのくらいあって、どれくらいが入るのかというのが、定量的になかなか難しゅうございまして、今回は太陽光発電協会さんの試算ということで、140万Kwでしたか、あれもかなりざっくりとした試算になっていまして、我々も、そういう定量的なものが出ると、確かに迫力はあると思うんですが、逆に、ちょっと緻密なデータがなかなか難しいかなと思います。かつ、ざっくりとやりますと、かえっていろんな影響もありますので、なかなか書きづらいかなというのが正直なところでございます。

それから、壁面の話は、考え方として、壁にあっても同じ太陽光パネルとしての機能を果たすわけなので、その分のカウントというものは確かに議論としてあるのかなと思うのですが、一方で、あくまで工場立地法での敷地面積割合の規制というところから見ると、そういった効果としてのわかり方というのはなかなか難しいのかなと思います。

それと、壁面緑化に関しましても、壁にございますので、その分をカウントしていくかということ、暫定的に1mという幅を設けて、投影面積で所与しておりますので、そちらとの兼ね合いということもあるのかなということで、なかなか整理が難しいかなという感じがしてございます。

それから、環境施設の上に置いた場合の整理、体育館の上に太陽光パネルを置いた場合の整理の仕方は、資料1の10ページをお開きいただきまして、3)のところでございますが、「環境施設と太陽光発電施設が重複した場合」は、環境施設としてももちろんカウントするのですが、重複としての面積は認めないことがいいんじゃないかなということで一応整理をさせていただいております。考え方としまして、環境施設とか緑地は重複があったとしても、絶対面積として25%は確保してほしいという基本概念をそのまま踏襲させていただくということかなというふうに思っております。

それから、2ページ目のグラフの緑地面積の絶対量に関しましては、出るようござい

ますので、資料としては工夫をさせていただきたいと思います。

委員長 1番目の効果について、前回は協会の資料が掲載されていて、いわば小委員会としての公式見解という格好ではなかなか出しにくいということですが、もしやるとすれば、例えば、この中でも例が挙がっているところもありますので、どういう太陽光発電の設置のケースがあるかというのを、事例を挙げてこういうやり方があると。地面に置くタイプと工場の屋根に置くタイプ、1つずつぐらいを簡単に紹介して、こんな使われ方が現実にはしているという、そういう対応はあり得るのかなと思います。

委員 負担感については、特に数字を出さなきゃいけないということではなくて、むしろ工場ですらどうして太陽電池なのかというその論理、つまり工場にはかなりまだ未利用空間があってそれを利用するんだよというようなことを、ちょっとどこかに書かれたらいいんじゃないかなということなんですけれども。

委員長 事例の紹介をここでもやっていただいたので、その辺から少し普遍性がありそうな事例を取り上げるということにしてはどうかと思います。

委員 未利用空間というイメージですが、投影面積上は、既存工場にとってみれば環境施設面積、緑地面積に利用できる部分は全くない。太陽電池パネルを並べるだけだと、オフィスの屋根、制御室、そういった屋根空間はあるだろうというくらいです。未利用空間といわれた場合に、実際にはその程度のイメージしかないという感じです。

委員 さっき窓から外を見たんですけれども、この周辺のビルの屋上は意外と使われていないんですね。ぱらぱらと太陽電池があったり、屋上緑地があったりしているんですが、かなり未利用空間があるという感じはありますよね。太陽電池というのは、未利用空間をまず使っていくということなのかな。それで、まさに工場の中であれば、建屋の屋上とか、そういったところで利用できることなのじゃないかなと。

委員長 集合住宅の屋根に全面設置している例なんかも出ていますし、都市でもそういうことが可能になってくるということですよ。工場でも、さっきいわれたその他施設の事務所なんかについても、設置すれば環境施設になる。これは具体的なメリットがあるということですよ。

委員 場所探したんだと思うんですよね、太陽電池というのは。

委員長 それはこの小委員会の見解が生かされれば、それを探していただく努力を促すということにつながるのかなと思います。

ほかにご指摘があればお願いいたします。

委員 地方準則というものがありますよね。例えば兵庫県とか京都なんかで、太陽光の設置面積の一部を緑地にカウントするような条例がたしかあると思うんですけども、それとこれが関係していると位置付けられると、その兼ね合いがどうなるかという確認をしておきたいのと、例えば、準則で5%と20%の比率を変えたりするようなところもありますよね。その場合に、この太陽光の施設を設置したのために、適用が別の形で規制されたら困るんじゃないかと私は懸念しているんですね。

例えば兵庫県の場合は、緑地にカウントしてみると20%分の一部にも入る可能性があるんですが、5%分だけですとどうかなという、そういうところをはっきりとしておいてほしいなと。要するに国の法令のほうが優先されますので。

委員長 準則との関係はどうでしょうか。

事務局 兵庫県とか京都府で一部条例によりやっているのは、工場立地法の工場地を割り込んで9,000平方メートル以上の敷地面積を有する特定工場でございますので、この9,000平方メートル以下のところの適用を各地で独自に条例によって定めておられるケースが結構ございます。

その場合、多分独自にそういう整理をされているんですが、工場立地法は9,000平方メートル以上の法律でございますので、こちらでこういう整理をさせていただければ、それが地域におきましても適用されるという整理になっていく。いわば規模の違いで分けられるかなというのが1つございます。

それから、地域準則で緑地の、環境施設ですね、面積比率を下げたり上げたりはしているんですが、今回、環境施設ということで位置付けさせていただきます。あと、地域準則である程度許容化、変動の範囲がございますので、その中で運用していただければと思います。あくまで環境施設ということでカウントしていただくということになりますので、その運用としては誤解はないのではなかろうかなと考えております。

委員長 兵庫県から委員が見えているので、ご発言ありましたらお願いします。

委員 今、兵庫県の話が出ましたが、少し地方の意見といたしますか、本県の事情を含めてご参考にご説明させていただきます。私のほうは、県内で工場立地法を所管するとともに、企業立地を推進している立場でございます。地方におきましては、ご議論いただいているように、環境を重視するという方向と、工場の立地による地域活性化という面がございます。それをどう組み合わせていくかということで、その地域地域にとってよりベターな方向を判断することが求められているということでございます。

そういうことでございますので、国におきまして、こういった制度改革のみならず、専門的、技術的な面で方向性や考え方を示していただくというのは非常にありがたいと考えております。

本県におきましても、先ほど話に出ました地域準則の関係ですけれども、企業立地促進法の特例で緑地率の緩和というものが進められております。これにつきましては、播磨臨海部の工業地帯の高砂市が近畿で初めて緑地率の緩和を行いました。

兵庫県の場合は、瀬戸内臨海部、内陸部、日本海、淡路島と非常に地域性が強く、その中で緑の多い内陸の丹波市では、産業団地に特化した形で緑地率の緩和をする。それと、この4月からは尼崎市、これは阪神工業地帯ですが、こういったところで緩和を行うということになっておりまして、さらに、ほかの市においても検討を進められているという状況でございます。

その動きを少し見ていきますと、以前、国において敷地外緑地の範囲拡大、視覚的な緑量による評価の導入の方向性が示されておりますが、企業立地促進法の特例を使うときに、そういった考え方を参考にさせていただきまして、その地域にとって望ましいものを試行錯誤して進めさせていただきました。国でこういった考え方を明示していただきますと、工場立地法の準則の考え方だけではなくて、企業立地促進法を活用した市町村準則でも参考になっていきます。我々としては、そういった形で専門的なものを示していただければ非常にありがたいと思っております。

特に今、企業立地の立場でまいりますと、景気動向が非常に厳しい。国内での投資というのが非常に厳しい状況になっておりますので、各工業地域、工業専用地域をどれだけ有効に使うかということが地域にとっては大切になっている。準工業地域については、住工混在ということで非常に難しい状況になっておりますので、逆に地域の資源として工業専用地域、工業地域というものを有効活用できないか。特に工場というものは、我々にとっても大きな資産、資源というふうに考えておりますので、そういった地域をどれだけ有効に使えるかという観点で考えております。

ちょっと蛇足になりますが、今後もしご検討されるような機会がありましたら、企業立地促進法に基づく市町村の条例につきましては、今現在、暫定的な特例措置になっておりますけれども、恒久的な工場立地法のみなし規定みたいな感じで制度改革をしていただければと希望します。

委員 確認なんですけど、今回の委員会ではとりあえず、現行の施行規則の中で環境施

設というのは太陽光発電は位置付けられていませんから、まず、施行規則の中で環境施設の中に太陽光発電というのを定義付けるということが1点と、もう1つは、10ページにあるとおり、生産施設と太陽光発電が重複した場合に、これは生産施設としてもカウントし、環境施設としてもカウントするというので、これは多分告示行為に当たるとは思いますが、まず、所定の手続というのは、施行規則の環境施設の中に太陽光発電というものを定義するというのと、告示の中のダブルカウントは両方とも認めるという形によろしいのでしょうか。

事務局 施行規則上は、ご指摘のとおり、第4条におきまして環境施設が列挙されてございますので、その中に太陽光発電施設を位置付けさせていただくという手続が必要になってきます。

それから、当然ながら「軽微な変更」のところも第9条で規定がございますので、この中に、緑地の減少でやむを得ない場合について、10平方メートル以下ということの規定させていただくということがございます。

それから、重複の考え方に関しましては、省令というか、その下の告示とか、もしくは運用例規集とか、そういったところで明示化をさせていただきまして、緑地の重複だけではなくて、環境施設でございますとか、その他施設の重複の考え方も整理をさせていただいて、公表させていただくということになると思います。

委員 その場合に、時期としてはいつごろなのでしょう。

事務局 今回のこの改正が緊急経済対策の一環として位置付けられてございますので、可及的速やかに我々も実施する必要があると考えておりました。なるべく早く省令改正等を行っていきたく思っております。ちょっとまだ時期に関しては明示的にはいえないのですが、何カ月もかかるということではなくて、来年度の早い段階でということ考えています。

委員 前にもお話ししたんですが、川崎市は特定工場の95%以上が今の準則を満たしていないため、今回認められると工場の設備更新と太陽光発電の設置というものが両方とも進むということで非常に期待しております。

先ほど未利用空間を創出するというお話もあつたんですけども、川崎市でいえば、工場立地法の緑地を5%満たしてないところも実は4分の1ぐらいありますので、実際に未利用空間をうまく創出していく考え方を基本的に持って、所定の改正が整ったときには、市内の企業に働きかけて、ぜひとも太陽光発電の設置と設備更新を同時に促すように働き

かけてまいりたいと思っています。特に本市の場合には、地球環境対策では、環境と経済の好循環を推進するというのが大きなテーマともなっておりますので、ぜひとも所定の手続を早急にしていただければ非常にありがたい話と思っています。

委員長　ほかに、前段のところに特に重点を置いてご発言がありますか。

委員　方向性のところは、考え方としてこれで結構だと思います。

あと、本筋というよりも、文言的な話で恐縮なんですけど、例えば9ページのところの上から7行目ですか、「太陽光発電施設が設置されることで、地域住民の中で」云々というところで、「工場が存在することで生じうる不安感を減じる効果がある」というんですが、「工場が存在することで生じうる不安感」というのは、ここにわざわざ書かなくてもいいのではないかと私は思うのです。個々のケースではそういうふうを感じる場合もあるかもしれない。しかし、傾向としては、全体の割合としては少なくなっているのではないのでしょうか。私はそう思います。

それから、4ページの上から5行目に、「要望が提出され、これらの要望について、当省として」とあるのですが、この報告書は小委員会の名前で出すので、「当省として」という書き方はなじまないのではないかと思います。「経済産業省として」ということではないですか。

あとは細かい話ですが、2ページのところ緑地面積率と環境施設面積のグラフがあります。これも実数を出していただくのは非常にありがたいのですが、グラフの下の欄のところ、「昭和」と「平成」と、きちんと書いたほうがいいと思います。

それから、所々に、二酸化炭素の「CO₂」という文字が出てきますが、「CO₂」の「2」というのは下付けになっていないといけないと思います。

その他、見出しの記号の書き方のヒエラルキーがちょっと見にくい感じがするので、その辺はもう事務的な話なので、ご検討ください。以上です。

委員長　今の「CO₂」は本文にということですか。

委員　本文の中によく「CO₂」で出てくるんですね。

委員長　それでは、今のご発言の中で、特に最初のところの9ページの文章について、9ページの上から7行目で、「工場が存在することで生じうる不安感」云々というのがありますが、これが不要ではないかというご提案は、「との認識が醸成される。」でおしまいということですか。

委員　「される効果がある」ということ。

委員長 「醸成される効果がある」。いかがでしょうか。「工場が存在することで生じる不安感」というのは記載しなくてもよいのではないかというご提案ですが。

委員 なくすほうがいいと思います。

委員長 これはご提案のとおりでよろしいのかなと思います。

それから、4ページでしたね、「当省として」というのは、ここは文脈的にどうなんですか。文章が「本小委員会を開催し、検討するに至った」と書いてあるので、流れとしては、まず当省が認識したということになるんですか。

小委員会の設置というのは、形の上ではだれがやるんですか。審議会会長なんですか。

事務局 今回は諮問という形をとっていませんけれども、当省のほうからご要望させていただいて、開催をさせていただくということでございます。

「当省として」というのを取っても、小委員会も含めてということで、「要望について、実態を踏まえ必要な見直しを検討することが緊要」ということで、いいような気がします。

委員長 では、中間的なまとめですが、そういう格好にさせていただきます。

それから、「平成」「昭和」を付すというのと、「CO₂」、細かな点ですが、その辺もチェックしていただきたいと思います。

委員 最後の「結語」のところに、前回の結論と同じように、本質的な議論のお話が載っています。今回は、発言させていただきましたけれども、報告書の中に特にこういった話に触れないということで、これは了解しております。

ただ、規制緩和策をいろいろ検討していくと、しっかり一度議論しておいたほうがいいのか。基本的に工場の持つ緑地とは何かとか、工場立地法が工場の操業に制約を与えていることについての問題とかがありますから、改めて場を設けていただいて、早急に議論を再開していただきたいと希望します。

委員長 前回かなり強く書いてあって今日に至ったので、今回は前回に比べると文言上は少し控え目な感じもしますが、意思としては、事務局、いかがでしょうか。

事務局 平成20年の報告のときに、「期待をする」という表現とさせて頂き、我々としてはご指摘を頂いているという認識でございます。今回もいろいろご議論いただきましたし、ただ、ちょっと我々のほうも、どういった方向性なのかということがまだちょっと見えてないところがございます。

前回の議論も論点は色々と挙げさせていただいたんですが、意見集約とまではいってないというのが実態かなと思っておりますので、委員長とも相談させていただきながら、ど

ういうふうなやり方がいいのかということも含めて勉強させていただければと思っております。

委員 前回話したとおり、工場立地法で制約を受けているという面からすると、大規模工場のほうが圧倒的に大きいものだと思っています。規制緩和をしていく以上、工場が新增設する際に緑地をふやさなければという、この点が一番の不都合点ということを訴えてきています。規制緩和が、業種によらず、規模によらず、ある程度公平感があるべきものというところ、これは前回もいわせていただきました。

法律そのものがなくせないということを理解できないことはないが、模様替えて、今困っているものを公平に解決するという方向を見たいと思います。

委員長 今おっしゃったような根本的な議論をしていただくような機会もいずれ設けられることを期待したいと思います。

ほかに、後半の「軽微な変更について」も含めて、ご指摘があったらお願いいたします。

委員 先ほどの文言のような話で恐縮なのですが、13ページの語尾がみんな少し性格が違っているものがあって、このレポートの性格とも関係しているのではないかと思います。

例えば、13ページの(1)の の第1パラグラフは「環境施設に位置付けることが適当」というふうに書いてあります。ところが、例えば、第2パラグラフは「踏襲することとする」。それから、第3パラグラフは「生産施設から除く」と、割と断定的に書いていますね。

下の は、「明らかにすることが必要である」。肝心なところは割と提案的に書いてあって、それ以外のところは割と断定的に書いてあるんですけども、このあたりはこういう書き方でいいのかどうかというか、小委員会ではこうしたほうがいいのではないかという提案型で書くのであれば、語尾はみんなそろえたほうがいいのかもしれないと思いますし、後ろの のところも、第1パラグラフは「必要がある」で、第2パラグラフのほうは「取扱いをすることとする」と書いてあるんですね。このあたりは統一する必要はないんでしょうかあるんでしょうか。

委員長 一番最初に、本委員会として「考え方を整理する」ということが書いてあるので、本委員会としての考え方が以下整理されているということだから、中身は割とはっきり書いたほうがわかりやすいかなとも思いますけれども、その考え方を参考に、しかるべき措置をとってくださいというのが趣旨になるということですが、事務局として、体言

どめになっていたり、少しずつ語尾に違いがあると。

委員 ということではなくて、こことしては、例えば「環境施設に位置付けるものとする」というふうを書くか、「位置付けることが適当である」というふうを書くか。あるいは、「位置付ける必要がある」と書くのか、トーンがそれぞれちょっと違いますよね。そのあたりは統一しなくていいのかどうかということです。

委員長 趣旨はわかりました。もし書くとすれば、ほかに合わせると、最初のところを「位置付ける」とかそういうふうに言い切るということですね。

委員 それは、だから、委員会としてそれで良いのかどうかですよ。

委員長 一番上に「考え方を整理する」というのがあるので、ある程度整理の中身が余韻を残すんですかね。

委員 余韻を残すというか、提案型で書くのであれば、ちょっと瑣末だということろはみんな断定で書いてあるんですが、そこを提案型で書いたほうがいいんだろうと思えますね。例えば第2パラグラフも、「整理を踏襲することが適当である」とか「必要がある」とか、そのあたりはどうなのか。

委員長 それについては、「適当である」という第1パラグラフの調子を生かして、2番目を少し変えたほうが良いということになりますかね。「踏襲すること」となります。2番目、3番目。それから、次は「必要である」と書いてあるので、これはいい。次のところは最後だけですか。「通常の緑地とは異なる取扱いをすることが適当である」とかというふうにするということですね。

少し統一性を保つという観点から、事務局に点検していただくということにしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ貴重なご意見をありがとうございました。これはパブリックコメントをするということになるんですね。ですから、今日いただいたご意見で整えまして、その成果をもってパブリックコメントに付すということにいたします。

その作業は、きょう具体的に出していただいて、最後のところはちょっと検討ということもありますが、修正の方向性は示していただいたので、それを踏まえた最終的な報告書の取りまとめについては、私のほうにご一任いただくということでもよろしいでしょうか。

では、そのような扱いにさせていただきます。

それでは、本体については以上としまして、事務局から、「その他」の連絡事項があり

ましたらお願いいたします。

事務局 3回という短時間の間にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

委員長からございましたとおり、報告書の取りまとめをさせていただきたいと思っています。今後パブリックコメントの手続で約30日間ぐらいの手続を行いますが、そこで幾つか意見が出てくるかもしれませんので、それも考慮して再度取りまとめを行った上で、また委員の皆様方にはご報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

定例でございますけれども、議事録につきましては、後日皆様方にご確認をいただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、大臣官房審議官より一言ごあいさつをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

事務局 大西委員長を初めといたしまして、委員の方々に非常に熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

ご説明申し上げましたけれども、緊急経済対策等の経緯がございまして、期日がある中で結論を得る必要があるということもございましたので、ここでいただいた委員の方々の問題意識すべてに対応することができなかったということについてはおわびを申し上げながら、短期間で適切なご結論をいただいたのではないかと考えておりまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後の手続は、先ほど事務局のほうから申し上げたとおりでございますが、我々、政務三役の整備対策の本部としても、速やかに実施のほうに移すようにというご指示もいただいておりますので、なるべく早くこれを実施したいと思っております。

それから、最後にありました根本的な議論については、我々としても少し勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

今後もいろんな面でご支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。 どうもありがとうございました。

委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何かありますか。よろしいですか。では、時間はまだ予定より早いんですが、議論がすべて終わりましたので、産業構造審議会地域経済産業分科会第3回工場立地法検討小委員会を閉会いたします。どうもご出席ありがとうございました。

了